

令和 6 年 5 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 5 月 3 1 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 6 年 5 月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和6年5月31日

○会議の日時 令和6年5月31日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室

○出席委員（22名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
9番	平川邦夫君	10番	長崎要君
11番	山田太一君	12番	海川信義君
13番	藤原光弘君	14番	中村洋子君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
19番	降幡修二君	20番	浅川増行君
21番	渡辺正幸君	22番	塚田善久君
23番	佐原悦司君	24番	中島完二君

○欠席委員（2名）

15番	丸山隆也君	18番	笠原哲雄君
-----	-------	-----	-------

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局員	折井希望君		

○議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議
 - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請審議

- (4) 議案第4号 農地の非農地決定申請審議
 - (5) 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）
 - (7) 議案第7号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）
 - (8) 議案第8号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
-

午後 1時30分 開会

- 事務局（北條 敦君） では、開会の言葉を塚田副委員長からお願いいたします。
- 副会長（塚田善久君） ただいまから令和6年5月の安曇野市農業委員会定例総会を開催します。
- 事務局（北條 敦君） ありがとうございます。
続いて、会長、ご挨拶をお願いいたします。
- 会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ、大変ご苦労さまです。
私ちょっと喉がおかしくて、大変皆さん聞きづらいと思いますけれども、ご容赦願いたいと思います。よろしくお願いいたします。
さて、先日、農業新聞におきまして、今年は稲の品種の作付変化が見られると、こういうお話を聞きました。これは皆さんご存じのように昨年は高温障害で1等米の比率が非常に悪かったですよね。長野県の場合は90%でそこそこだったんですけども、ほかのところでは相当ひどかったところがあったようです。
それで、この高温障害に対する、いわゆる高温耐性といっていますけれども、この高温耐性の品種に変えると、そういう動きが今相当あったようです。もう田植えは多分終わっていると思いますけれども、大分そういう動きがあったようです。
それで、あと、米の付加価値を上げるためにいろいろな手をやっているらしいね、ほかの県は。いろんなことを試行錯誤しながら米の単価を少しでも上がるような努力をしているそうです。安曇野市もぜひ見習いたいところだと思っております。
長野県は1等米比率90%ということで皆さん喜んでおられますけれども、中にはひどいところもあったわけですね。それで、やはり今年も暑いそうです。今年、高温障害に白未熟米が発生しないように、例えば、水をかけ流しにするとか、あと、追肥もやっぱり効果があるということでございます。どうにか高温対策をぜひ行って、少しでもいいお米をつくっていただきたいと思います。
それと、あと、もう一つ、先日、私、散歩しておりましたら、小麦畑の上をドローンが飛んで入っている。それで、そばへ行ったら、ちょうど豊科の営農センター長がおられて、いろいろ話を聞きましたら、ちょうど小麦の赤さび病ですか。それが発生していて、今、往生しているそうです。それを今JAのほうから各農家のほうに希望を募って、希望があるとこ

ろをドローンの会社が請け負ってやっているそうです。この記事がやっぱり松本のほうでも出ておまして、市民タイムスに出ていましたけれども、それで、さらにドローンでは麻績のほうで米の播種をしたり、こういうことでドローンというのが非常に耳に入ってくるというか、そういう感じがするわけでございます。

我々第7期の農業委員会も昨年農林部との懇談会をやった折に、スマート農業の補助金制度の確立をお願いしたわけです。ところがいまいち反応が悪い。安曇野市はやっぱりそれが農業に対する姿勢は非常に悪いと思います。それで、ぜひ来期、第8期の人たちには継続してスマート農業の推進を、設立も進言してもらうようお願いしたいと思っております。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（北條 敦君） ありがとうございます。

続きまして、農業委員会憲章の唱和を行います。

議案集の表紙裏をご覧ください。13番、藤原光弘委員の先唱にてお願いいたします。

皆様、ご起立ください。

それでは、藤原委員、お願いいたします。

（唱 和）

○事務局（北條 敦君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長席へお願いいたします。

○議長（中島完二君） 議事に入る前に、6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても前回同様となりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、15番、丸山隆也委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

3番、甕信委員、4番、岡山きみ子委員の2名をお願いをいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、総会の会議の議事は出席委員の過

半数で決し、可否同数の場合は会長の決することとします。

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいります。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は5月27日に、穂高、三郷地域は5月28日に、豊科、明科地域は5月29日に地域委員会を開催し、協議をしています。

本日の審議は、総会のご意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

18番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の1ページをお願いします。

申請番号18号です。

申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が1,871㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万8,658㎡です。

申請番号18番の受人は、農地法の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページ、3ページでご確認ください。

委員番号23番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて、申請番号18番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号18についてご説明申し上げます。

申請事由でございますが、渡人は受人から申請地を譲ってほしいと申出があり、譲渡することとした。

また、受人は自宅近くの申請地を譲り受け、営農したいということでございます。

なお、1点付け加えます。

受人は渡人より利用権設定で登記を変えておりました。それを解約し、今回3条の申請ということになりました。よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいまの担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

受人の方がまれな例ですけれども、外国人ということになっていますので、こういう場合は事務局にちょっとお願いですけれども、もし、ルビ等で上のほうで片仮名に変換できる余

地があれば、これからのこともありますので、可能ならば振っておいてもらえれば、可能じゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） そのほかに何かございますでしょうか。
どうぞ。

○23番（佐原悦司君） 受人の横文字であります。先ほど事務局から私どもで、片仮名で説明したほうがいいんじゃないかと申しましたけれども、特別説明する必要はないというように事務局から受けましたので、このような報告をさせていただきます。
必要なら片仮名も読みますがよいですね。

○事務局（森 和哉君） ちょっと個人情報に関わるものですから、この議会においてはちょっと言えないので、お願いします。

また、ルビにつきましては、この議案をつくるシステムのほうからちょっと出力が難しいところがございます。極力会社へ問い合わせまして、改善できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島完二君） そういうことでよろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。
本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。
続いて、19番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号19番です。
申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計1,284㎡です。
受人の経営面積は1万9,388㎡、渡人の経営面積が2,034㎡です。
申請番号19番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
位置等につきましては、別冊資料の4ページ、5ページでご確認ください。
委員番号23番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号19番の担当地区委員の説明をお願いします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。
申請番号19についてご説明申し上げます。
渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。また、受人は規模拡大により農地集積をしたいというような理由でございます。ご審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意

見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、20番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号20番です。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が549㎡です。

受人の経営面積は1万9,388㎡、渡人の経営面積が1万1,064㎡です。

申請番号20番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページ、7ページでご確認ください。

委員番号23番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号20番の担当地区委員の説明をお願いします。

○23番(佐原悦司君) 23番、佐原でございます。

申請番号20番についてご説明申し上げます。

申請事由です。渡人は耕作ができないことから申請地を譲渡したい。高齢ということでございます。また、受人は規模拡大により農地集積をしたいということです。

なお、19番、20番につきましては隣接地でございます。

以上、ご審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、21番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号21番です。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が1,154㎡です。

受人の経営面積が1万3,586㎡、渡人の経営面積が4,575㎡です。

申請番号21番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページ、9ページでご確認ください。

委員番号5番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号21番の担当地区委員の説明をお願いします。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

申請番号21についてご説明いたします。

申請理由でございますが、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したいということでございます。受人は申請処分地の処分話を聞き、購入することとしたということでございます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、22番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 2ページをお願いします。

申請番号22番です。

申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が1,010㎡です。受人の経営面積は1万9,198㎡、渡人の経営面積が1,010㎡です。

申請番号22番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号19番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号22番の担当地区委員の説明をお願いします。

○19番（降幡修二君） 委員番号19番、降幡です。

申請番号22番についてご説明をいたします。

申請事由ですが、過去に申請地を売買したが、所有権移転をしていなかったため申請をしたい。亡き親の代に申請地を売買したが、所有権移転をしていないことが判明したため、申請したい。

以上です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、23番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号23番です。

申請地は堀金地域で、登記地目は田、面積が490㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が715㎡です。

申請番号21番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号2番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号23番の担当地区委員の説明をお願いします。

○2番（矢淵一良君） 2番、矢淵です。

申請事由でございますが、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は自宅近くの申請地を譲り受け、営農したいということであります。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、24番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号24番です。

申請地は明科地域で、登記地目は田、面積が794㎡です。

受人の経営面積は472㎡、渡人の経営面積が3,316㎡です。

申請番号24番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号24番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

24番について説明をいたします。

申請事由ですが、渡人は高齢となり耕作が困難なため申請地を譲渡したい。受人は自宅のすぐ近くにありますので、申請地を自分で家庭菜園として利用したいというものであります。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、25番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号25番です。

申請地は明科地域で、登記地目は田、面積が346㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,300㎡です。

申請番号25番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号25番の担当地区委員の説明をお願いします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

25番について説明をいたします。

申請事由ですが、渡人は高齢となり耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を自分で営農したということであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

13番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 3ページをお願いします。

申請番号13番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、登記地目は田、面積が195㎡です。

申請内容は住宅敷地(通路)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号20番、地図番号5番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号13番の担当地区委員の説明をお願いします。

○20番(浅川増行君) 委員番号20番の浅川でございます。

申請番号13についてご説明申し上げます。

転用事由ですが、申請人は住宅への出入りが狭小のため、申請地を道路として申請したいということがございます。

それで、ちょっと図面見ますと、18ページと19ページを見ていただきたいのですが、この後に5条申請で■■■■■というところが出てくるわけなんです、開発が。それで、今の地主の方が同じなんです、その方の出入口がこの右側の道路から入るということで非常に狭いということで苦勞をしておられるようです。それで、今度出てくる5条申請の中で開発道路ができるものですから、その開発道路に接するように、自分の宅地から入れるようにしたいと、そういうことでの申請でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、14番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号14番です。

申請地は三郷地域の第1種農地で、登記地目は畑、面積が390㎡です。

申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号22番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号14番の担当地区委員の説明をお願いします。

○22番(塚田善久君) 22番、塚田です。

申請番号14番について説明します。

申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上、審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、15番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号15番です。

申請地は三郷地域の第1種農地で、登記地目は田、面積が260㎡です。

申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号3番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号15番の担当地区委員の説明をお願いします。

○3番(甕 信君) 委員番号3番、甕です。

申請番号15番についてご説明を申し上げます。

転用事由でございますけれども、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

49番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請番号49番です。

申請地は豊科地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が94㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（折井希望君） 事務局から、申請番号49番について説明いたします。

転用事由は、借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近く生活環境のいい申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、50番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号50番です。

申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が492㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（折井希望君） 事務局から、申請番号50番について説明いたします。

転用事由は、借人は現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、51番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号51番です。

申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が300㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号21番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて、申請番号51番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号51番についてご説明いたします。

転用事由ですが、借人は現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。

審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員からの説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、52番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請番号52番です。

申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は畑、面積が137㎡です。

申請内容は住宅敷地（駐車場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（折井希望君） 事務局から、申請番号52番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は来客用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したいということであります。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、53番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号53番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、登記地目は田、面積が3,358㎡です。

申請内容は建売住宅（8棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号20番、地図番号6番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号53番の担当地区委員の説明をお願いします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号53につきましてご説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいと。

なお、この土地については、1年半か2年くらい前に農振の除外を皆さんに検討していただいた土地であります。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、54番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号54番です。

申請地は明科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計479㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号54番の担当地区委員の説明をお願いします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

54番案件について説明をいたします。

申請事由であります。受人は親の介護のために道路からの段差のない申請地に住宅を建設したいということでもあります。

34ページに写真がありますが、現状では、玄関のところ、車椅子を走行するエレベーターみたいなものを使っておりますが、そのところを解消したいというものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、55番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 6ページをお願いします。

申請番号55番です。

申請地は明科地域で第3種農地です。登記地目は田、面積が84㎡です。

申請内容は工事用通路(令和6年7月1日から令和7年8月31日まで)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号55番の担当地区委員の説明をお願いします。

○1番(池上洋助君) 1番、池上です。

55番案件について説明をいたします。

申請事由ですが、先ほど、54番案件のところでの住宅建設に伴い、申請地の工事用の通路として一時的に使用したいというものになります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 7ページをお願いします。

農地の非農地決定申請審議です。

申請番号4番、図面番号非1です。

申請地は明科地域の4筆で、登記地目は畑、面積は計4,426㎡、現況は山林化し、復元困難となっております。

申請番号4番については現地確認を実施しており、明科地域委員会では非農地と認められ

るものと確認しております。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。申請番号4番につきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり非農地と決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり決定いたします。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議です。

相続税の納税猶予に関する適格者証明審議については、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるかを農業委員会で確認し、証明書を交付することになっております。

申請番号6番については、穂高地域の12筆で、登記地目は田、面積は計1万4,091.72㎡です。

当該農地については、穂高地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の38ページご確認ください。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について、原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により証明書の交付を承認いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） それでは、議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○議長（中島完二君） 9ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますので、ご説明いたします。

整理番号22番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、登記地目は田、面積は933㎡、目的は水稲、移転・引渡しの時期ともに令和6年6月17日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の39ページでご確認ください。

続いて、整理番号23番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は828㎡、目的は牧草、移転・引渡しの時期ともに令和6年6月17日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の40ページでご確認ください。

10ページをお願いします。

整理番号24番です。権利の移転をする土地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計3,182㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年6月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の41ページでご確認ください。

続いて、整理番号25番です。権利の移転をする土地は穂高地域の4筆で、登記地目は田及び畑、面積は計3,009㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年6月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の42ページでご確認ください。

11ページをお願いします。

整理番号26番です。権利の移転をする土地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計1,704㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年6月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の43ページでご確認ください。

続いて、整理番号27番です。

権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は田、面積は2,612㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年6月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の44ページでご確認ください。

12ページをお願いします。

整理番号28番です。権利の移転をする土地は堀金地域の3筆で、登記地目は田、面積は計2,623㎡、目的は水稲、移転・引渡しの時期ともに令和6年6月17日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の45ページでご確認ください。

以上7件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ご

ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ありがとうございます。

ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画(所有権移転)を決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画審議(利用権設定)

○議長(中島完二君) 次に、議案第7号 農用地利用集積計画審議(利用権設定)について上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 13ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について安曇野市長から決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は令和6年5月31日です。

設定件数は、総数76件、面積が24万2,094㎡です。うち新規分については、総数30件、面積が8万9,600㎡です。

期間別設定面積につきましては、1年から20年までの期間で設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は、総計155筆で、耕作者は46人、所有者は75人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、14ページから18ページです。19ページから24ページは、中間管理事業一括方式です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第8号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

○議長（中島完二君） 次に、議案第8号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について上程します。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、本日お配りした別冊資料になります。

農林水産省経営局政策課長の通知に基づき、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を作成いたしました。

内容につきましては、三役・地域長会及び各地域委員会で確認いただいておりますが、最適化の成果目標である農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進における実績はいずれも目標を大幅に上回る結果となりました。

資料のとおり、農業委員会として承認いただき、国・県に報告するとともに、公表を行いたいと思います。

また、各地域委員会で取りまとめた点検・評価の結果を地域の代表の委員に発表していただければと思います。

○議長（中島完二君） ただいま令和5年度最適化活動の点検・評価につきまして事務局から説明がありました。

それでは、各地域の点検評価の結果を発表、お願いいたします。

豊科地域の代表は発表をお願いします。

○10番（長崎 要君） 豊科地域、発表させていただきます。

豊科地域は、中立委員を含めて農業委員が5名、推進委員が5名、合計10名で運営しております。

5年度の結果でございますけれども、一応、全員計画以上に見回りを終わったという報告を受けています。ただし、遊休農地が増えているイメージ、それと、相続ができていないであろうという農地、これが増えているというような感触を持っております。

それと、もう一つは、豊科南小学校の4年生、それと豊科東小学校5年生、これも食育の一環活動として田植え、その後の水の管理から稲刈り、はぜがけ、脱穀、収穫祭、1年間ずっと通して活動しているわけですが、一応、この2つもスタートしております。また、来年以降も各学校に対しては活動するという約束をいただいております。

豊科は以上です。

○議長（中島完二君） ありがとうございました。

次に、穂高地域の代表者は発表をお願いします。

○9番（平川邦夫君） 穂高地域長の平川でございます。

令和5年度の活動実施について、概略、ご報告を申し上げます。

まず、1つとしまして、農地の集積でございますけれども、私ども地域は農地面積が全体で445haほどございます。集積面積は約51.37haほどということでございます。前年度の集積面積は241haということでございます。集積率は54%で目標を超えることができました。とりわけ、穂高の北穂高地域になると150%でございました。

2としまして、遊休農地の解消につきましては、農地パトロールの実施等、意向調査等を行いまして、特に有明地区においては、目標に対して2.9倍、290%ということでございました。

3としまして、新規就農者の動向につきましては、実績はございませんでしたが、既農業者の個別の相談、行政との橋渡し等、フォローアップできたことが挙げられます。

特に4としまして、私ども、特徴的な穂高西山山麓の猿害対策でございますけれども、去年8月から猿追い払い隊というのがメンバー発足しまして、私どもの農業委員として3名出席いたし、協力いたしました。活動成果は、耕地林務課の結果等もございまして、まだ農地の被害はあるものの、また、この事業に対して賛否いろいろございますけれども、地域住民も農家の自助、共助というものが大切なものと思っております。

その結果でございますけれども、おおむね有明、牧地区、4群くらいの猿、1群50頭くらいです。約300頭くらいいるんじゃないかというのが実感でございます。

それと、一つはねぐらがある程度三、四か所特定できたということでございます。

それと、3番としましては、効果的な時間帯に追い払うことによりまして、さらには等に影響が与えることができたんだろうかなという部分がございます。

いずれにしても、自然の動物でございますので、頭数制限も含めて、できれば根気よく今年度も継続していただくということが必要だと思っております。

最後に、各委員の活動日数でございますけれども、穂高地区は延べ1,411回活動という実績がございまして、1人当たり年平均100日、月当たり8日という実績でございました。

以上でございます。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

次に、三郷地域の代表者は発表をお願いします。

○3番（甕 信君） 三郷地域の甕です。よろしく申し上げます。

三郷地域におきましては、各委員がそれぞれいろんな担当地域の農地パトロールを毎週行いまして、遊休農地の発生を未然に防ぐということで徹底をしてやってきました。若干、水田地域は問題ないかと思うんですけれども、畑作地域につきましては、どうしても小規模な農地を見ましては、現在荒廃農地的な農地も発生をしておりますが、なかなか現在の農政課の補助金では大木を伐採して農地に還元するということではできませんし、また、面積も小さ

いということで、なかなか手がついておりませんが、今後、8期のほうではその辺の畑作地域のまた荒廃農地の解消ということで、また進めていければいいかなと思いますけれども、全体的には、委員の活動状況としてはいいのではないかとということで、評価をしてまいりました。

以上です。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

次に、堀金地域の代表者は発表をお願いします。

○2番（矢淵一良君） 堀金地域の発表です。

堀金地域は農業委員3名、それから推進委員が4名で7名で活動しております。それぞれ各地域のパトロール等を確実に行っていただいております。それぞれ荒廃地も若干あるわけですが、それを解消するために4地区の役員の方が、委員の方が出て話をしているということでもあります。それぞれ皆さん努力していただいて、それぞれの場所で発生しないように努めているということでもあります。

今後につきましても、小さい農家の方はそれぞれ来年にまた出るというような形を取っておりますので、今後とも農業委員の活動に注意していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

それでは、次に、明科地域の代表者は発表をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 明科地域長の池上です。

活動実績を申します。

農業委員、推進委員、ともに日常生活の中で地域内を農地パトロールするという感覚がお互い身につけていると感じております。

天王原ワインブドウ、また、大足、通称ブス平でのサフォーク飼育を確保した荒廃農地解消事業等を通して地域住民の方々との交流も盛んとなり、様々な情報を共有できる環境が整ってきている実感がございます。

特に最近、荒廃農地解消に伴い発生する鳥獣被害につきましても、委員はじめ地区住民自らが狩猟免許を取得し、自己防衛を図る体制も現実化してきつつあります。

いずれにいたしましても、明科地域委員会として取り組むべき課題がより明確となり、その実現に向けて具体的な活動をしてまいりました。

今後、将来的な方向性でありますけれども、7期から8期に向けて、現在農業委員3名、推進委員4名で活動しておりますが、8期に及んでいて、4名の方が継続して取り組んでいただいていることとなっておりますので、現時点でかかえている課題が確実に次期活動に引き継がれる、継承できるという面での安心感も最近ありました。

最後、希望といたしますか、期待なんです、明科地域委員会としてますます結束して様々な活動に取り組んでいきたいことはもちろんなんです、併せて、農業委員会と安曇野市農

政とのより現実的な関係改善にも配慮した取組を望みたいと思います。

以上です。

○議長（中島完二君） 皆さん、ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうから何か感想、ご意見等がありましたらお願いをいたしたいと思います。

何かございますか。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により、原案のとおり令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表を決定いたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。ありがとうございます。

何か質問がありましたらお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（中島完二君） ないようですので、次に、報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いします。

午後 2時45分 閉会